

公益財団法人船橋市公園協会女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

公益財団法人船橋市公園協会は、女性の職場における活躍の推進を図るため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1: セクシャルハラスメント等に関する各種相談窓口への相談件数0件にする。

<対策>

- 令和2年4月～ 男女がともに活躍できる職場を目指し、セクシャルハラスメント等のない職場環境を継続する。
- 令和3年1月 セクシャルハラスメント等に関する研修会を行う。
- 令和4年1月 セクシャルハラスメント等に関する研修会を行う。
- 令和5年1月 セクシャルハラスメント等に関する研修会を行う。
- 令和6年1月 セクシャルハラスメント等に関する研修会を行う。
- 令和7年1月 セクシャルハラスメント等に関する研修会を行う。

目標2: 年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和2年4月～ 適切な業務分担、人材配置を行い職業生活と家庭生活の両立を図る。
- 令和2年9月 年次有給休暇の取得の少ない職員に対して、年次有給休暇計画届を提出させて、計画的に年次有給休暇を取得するよう促す。
- 令和3年1月 年次有給休暇の取得の少ない職員に対して、協会が時期を指定して年次有給休暇を取得できるよう配慮する。
- 令和3年9月 年次有給休暇の取得の少ない職員に対して、年次有給休暇計画届を提出させて、計画的に年次有給休暇を取得するよう促す。
- 令和4年1月 年次有給休暇の取得の少ない職員に対して、協会が時期を指定して年次有給休暇を取得できるよう配慮する。
- 令和4年9月 年次有給休暇の取得の少ない職員に対して、年次有給休暇計画届を提出させて、計画的に年次有給休暇を取得するよう促す。
- 令和5年1月 年次有給休暇の取得の少ない職員に対して、協会が時期を指定して年次有給休暇を取得できるよう配慮する。
- 令和5年9月 年次有給休暇の取得の少ない職員に対して、年次有給休暇計画届を提出させて、計画的に年次有給休暇を取得するよう促す。
- 令和6年1月 年次有給休暇の取得の少ない職員に対して、協会が時期を指定して年次有給休暇を取得できるよう配慮する。
- 令和6年9月 年次有給休暇の取得の少ない職員に対して、年次有給休暇計画届を提出させて、計画的に年次有給休暇を取得するよう促す。
- 令和7年1月 年次有給休暇の取得の少ない職員に対して、協会が時期を指定して年次有給休暇を取得できるよう配慮する。

3. 女性の活躍に関する情報

◎採用者に占める女性の割合

(職員)

年度	男性	女性	合計
令和元年度	3人(100%)	0人(0%)	3人
令和2年度	2人(100%)	0人(0%)	2人
令和3年度	3人(100%)	0人(0%)	3人
令和4年度	2人(40%)	3人(60%)	5人
令和5年度	0人(0%)	1人(100%)	1人

(臨時職員)

年度	男性	女性	合計
令和元年度	16人(41%)	23人(29%)	39人
令和2年度	10人(50%)	10人(50%)	20人
令和3年度	14人(52%)	13人(48%)	27人
令和4年度	14人(42%)	19人(58%)	33人
令和5年度	17人(47%)	19人(53%)	36人

(アルバイト職員)

年度	男性	女性	合計
令和元年度	9人(24%)	29人(76%)	38人
令和2年度	6人(26%)	17人(74%)	23人
令和3年度	12人(24%)	37人(76%)	49人
令和4年度	14人(33%)	28人(67%)	42人
令和5年度	15人(50%)	15人(50%)	43人

◎男女の月平均賃金(賞与、諸手当含む)の差異

年度	区分	男性	女性	賃金差異
令和5年度	全職員	192,495円	137,184円	71.3%
	職員	508,753円	392,597円	77.2%
	臨時職員	162,975円	144,488円	88.7%
	アルバイト	78,644円	54,681円	69.5%

◎職員の男女の平均継続勤務の差異

(職員等)

年度	男性	女性
令和元年度	20.1年	10.9年
令和2年度	19.0年	11.9年
令和3年度	19.1年	12.9年
令和4年度	20.1年	14.2年
令和5年度	21.1年	15.2年

(無期雇用臨時職員)

年度	男性	女性
令和元年度	8.0年	11.2年
令和2年度	8.1年	12.4年
令和3年度	8.0年	11.8年
令和4年度	9.5年	12.1年
令和5年度	9.3年	12.5年